

次期につなげる

議会のあるべき姿

議員定数等調査特別員会では、次期に向けた議員定数、報酬額への考えと共に、議員個々がやりがいを感じ、安心して活動できる環境整備と「議会」がいかにあるべきかの原点に立ち、検討を進めてきました。

【議会活動の強化】

1 議員の資質向上

行政に対して具体的提言する力量、議論できる能力の向上を図り、住民の信頼にこたえ、より住みよい町づくりを進める。

- ・資質の向上と知識の習得
- ・研修計画の策定と計画的かつ効果的な研修体系の構築

2 監査委員の選任

議会がもつ検査権、監査の請求権、調査権に基づく監視機能に特化する。

- ・議員からは監査委員の選出は行わない。

3 各種審議会等の委員の就任

二元代表制及び住民自治の観点から、議員が法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員には就任しない。

4 議員間討議の促進

政策提言を行うため、町政に関する課題等について、議員間での討議を活発に行い、論点を明確にし、さらに議論を深めることにより意見を集約するなど、議員間討議の充実を図る。

【開かれた議会運営】

1 条例、規則等の見直し

議会運営の一層の工夫と、時代の流れを見越した体制をとり、住民にとつてわかりやすく身近な議会となるよう次の条例、規則等の見直しを行う。

- ・新十津川町委員会条例
- ・新十津川町議会議事規則
- ・新十津川町議会傍聴規則
- ・新十津川町議会運営基準

2 広報広聴活動の強化

議会の情報発信、町民との対話による意見を聞く場を積極的に設け、町民が議会に対する関心がより高まるよう内容の工夫を行う。

- ・議会だよりの発行、議会報告会の継続実施
- ・フェイスブックをはじめ、インターネット環境を活用した情報発信
- ・議会中継等の実施による情報発信の強化（新庁舎建設に向け）

3 議会サポーター制度の実施

議会運営に関し、町民からの要望、提言、その他意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、議会の円滑かつ民主的運営の推進を図る。

【明日へと続く議会】

1 議会基本条例の制定

議会、議員がどう行動するかを町民に示し、その行動を義務付けするための基本条例の制定を検討する。

2 町議会議員選挙公報

議会議員を選ぶ有権者が、候補者の考えをしっかりと知り投票してもらうために、選挙公報の発行、立会演説会等を実施し、町議会議員選挙への関心を高めるとともに、住民主体のまちづくりを進め、住民と共に歩む議会を創り出す。

最後に

この4年間、議員間で協議をしながら「あるべき姿」を考察し取り組んできました。今回、議員定数等調査特別員会では、定数を維持、報酬を26,000円の増額という結論を出しました。これは、これからの議会が、現状よりさらに活動を充実強化させ、町民にとってなくてはならない議会を目指さなければならぬという意思を込めての結論です。この4年間取り組んできた活動の評価と課題をしっかりと受け継ぎ、次期の新十津川町議会が住民自治の実現に向け積極的に取り組む議会となることを期待します。